

---

**監 査 委 員**

---

**5年監査公表第6号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和4年度に京都府監査基準に準拠し、執行した監査の結果（令和5年5月31日監査委員会議決定分）を次のとおり公表する。

令和5年7月7日

京都府監査委員	四 方	源太郎
同	田 中	美貴子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

**1 監査の種類、実施方法等****(1) 種類、対象****① 財務監査**

令和3年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

**② 工事監査**

令和3年度に完成した重要構造物、防災、耐震化・長寿命化等の大規模工事から選定した箇所における工事に関する事務の執行

**③ 行政監査**

令和3年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の事務の執行

- ④ 財政的援助団体等監査  
京都府が次のアからウまでのとおり、財政的援助を与えているものの出納その他当該財政的援助に係る事務の執行
- ア 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）
- イ 公の施設の指定管理者
- ウ 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体）

(2) 実施方法

監査委員が監査対象機関等に対し、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者と意見交換する「実地監査」及び監査委員事務局職員による事前調査の結果に基づき審査を行う「書面監査」により実施する。

(3) 実施方針

①～⑤の実施方針に基づき、4項目について重点的に実施する。

- ① 法規性・正確性の確保
- ② 共通の課題・3E（経済性・効率性・有効性）の観点の重視
- ③ 内部統制制度を踏まえた監査
- ④ 機動力と効率性の高い監査実務の執行
- ⑤ 監査結果の実効性の確保

<重点項目>

- ア コロナ感染防止対策として購入等した物品・設備の活用状況
- イ コロナ禍に対応して取り組まれたWEB発信事業の効果検証（WEB開催のイベント、HPの改良等）
- ウ 府有施設の建築基準法に基づく法定点検状況
- エ 公用携帯電話の有効活用

2 監査の実施状況

京都府監査実施要領及び令和4年度監査計画に基づき、令和4年9月から令和5年3月にかけて、次のとおり実施した。（既報告分を除く。）

- ・ 知事部局3箇所、教育委員会4箇所、警察本部3箇所の計10箇所

また、本庁分の会計事務に係る月例点検（令和5年3月）を実施した。

なお、実施機関名等、実地監査日等の詳細は、別表のとおりである。

3 監査の結果

(1) 監査結果の概要

令和5年3月28日の監査委員会議において、指摘事項4件、要望事項2件、合計6件を、次のとおり決定した。

- ・ 指摘事項  
収入関係2件（不適切な債権管理）  
補助金関係1件（補助金の過大交付）  
契約関係1件（見積書の金額の訂正）
- ・ 要望事項  
制度改善1件（補助金の仕入税額に係る取扱い

の統一）  
業務改善1件（ETCマイレージサービス登録等の注意喚起）

(注) 監査結果の区分は、次のとおりである。

「指摘」とは、次のいずれかに該当すると認められる事項で、是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反していると認められる事項
- ② 損害が生じていると認められる事項
- ③ 事務の執行が適正を欠くと認められる事項
- ④ 前回の指摘事項等について適切な措置がされていないと認められる事項

「要望」とは、次のいずれかに該当する事項で、改善の要望を行うもの

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要であると認められる事項
- ② 事務の執行について、改善が必要であると認められる事項

(2) 指摘事項の内容

内容等		監査対象機関
収入	生活保護費返還金に係る債権管理が不適切なもの	南丹保健所
	生活保護費返還金に係る債権管理が不適切なもの	丹後保健所
補助金	補助金を過大交付していたもの	中丹広域振興局（綾部）
契約	見積書の金額を訂正し採用決定していたもの	京都高等技術専門校

なお、上記より程度が軽微なもののうち、特に文書による指導が望ましいものとして4件を注意とした。

(3) 要望事項の内容

事項	内容	監査対象機関
補助金に係る消費税仕入の取扱いの統一	補助事業において、補助事業者に購入経費（仕入）を補助した場合、当該経費を補助金で賄いながら、経費に係る消費税額が仕入税額控除されることは、実質的な重複支給になる。 国庫補助金では、要綱等に仕入税額控除報告書の提出と控除分の返還について明示されているが、単費補助金の中には定めのないものがあり、取扱いの公平性に欠けるため、府においても補助金等の交付に関する規則に規定するなど、全庁的に一律の取扱いとするよう努められたい。	政策法務課
公用車に係るETCマ	本府における高速道路利用料金は年々増加傾向にあるが、一部の所属を	財政課

イレージサービスの登録等の注意喚起	<p>除きETCマイレージサービスが登録されておらず、実質的な割引サービスが利用できていない事例が多い。</p> <p>会計検査院が国に対し、実質的な割引サービスを利用していないことについて指摘・改善を求めていることから、本府においても、経費節減のため、通知等により全庁的な登録等を注意喚起されたい。</p>
-------------------	--

(別表)

実施機関名等	実地監査日	事務局調査日
京都西府税事務所	令和5年3月17日	令和5年2月10日
病虫害防除所	令和5年3月14日	令和5年2月2日
農林水産技術センター (農林センター・森林技術センター)	令和5年3月14日	令和5年2月2日
山城教育局	令和5年3月3日	令和4年11月24日
府立綾部高等学校	令和5年3月9日	令和4年9月12日
府立東舞鶴高等学校	令和5年3月9日	令和4年9月21日
府立工業高等学校	\	令和5年3月6日
下鴨警察署		令和5年3月2日
向日町警察署		令和5年3月2日
田辺警察署		令和5年3月2日
会計事務月例点検 (本庁分)		令和5年3月27日

4 令和4年度監査の全体概要

(1) 実施状況

令和4年度の監査は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じた機動的・効率的な監査の実施に努め、定期監査は本府の全287機関について、また、財政的援助団体等監査は令和4年度選定の25団体について、計画どおり実施した。

第1表：実施機関数及び実施結果の状況

区分	実施機関 (箇所)			実施結果 (件)			
	本庁	地域機関	指摘	要望	計		
定期監査	知事部局	172 (171)	98 (98)	74 (73)	19 (5)	4 (36)	23 (36)
	教育庁	81 (83)	14 (14)	67 (69)	8 (6)	0 (1)	8 (7)
	警察本部	26 (25)	1 (1)	25 (24)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	行政委員会等	8 (8)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)
	計	287 (287)	120 (120)	167 (167)	28 (38)	4 (7)	32 (45)

財政的援助団体等監査	25 (25)	出資10(13)、指 定管理8(6)、 補助金7(6)	0 (1)	0 (2)	0 (3)	
合計	312 (312)	-	-	28 (39)	4 (9)	32 (48)

※ ( ) 内は令和3年度の合計件数

※ 令和3年度財政的援助団体等の実施結果には、団体の所管課への指摘件数を含む。

第2表：実施率の状況

	当初計画 A	実績 B	実施率 B/A%	<参考> 3年度
定期監査全体	(全機関) 286	287	100%	100%
うち委員審査	177	177	100%	100%
本庁	120	120	100%	100%
地域機関	57	57	100%	100%
広域振興局	28	28	100%	100%
広域振興局以外	29	29	100%	100%
うち北中部	12	12	100%	100%
うち現地事務局調査	193	193	100%	100%
本庁	120	120	100%	100%
地域機関	73	73	100%	100%
広域振興局	28	28	100%	100%
広域振興局以外	45	45	100%	100%
うち北中部	17	17	100%	100%
うち書面事務局調査	93	94	100%	100%
財政的援助団体等監査	25	25	100%	100%
うち委員審査	3	3	100%	100%

(2) 実施結果の主な内訳

ア 主な項目別内容

令和4年度は、指摘28件、要望4件の合計32件であった。

指摘の主な内訳は、「収入」や「支出」関連、次いで「契約」であり、具体的には、収入では、年度区分誤り(4件)、収入手続不備(4件)となっており、支出では、誤払・未払(4件)、職員手当の誤支給(3件)、契約では、予定価格調書不備(2件)等であった。

また、要望のうち3件は、3Eの観点から業務改善を求めるもので、自動車税等に係る領収確認書の送付廃止、個人事業税納付書の送付方法の見

直し及び公用車に係るETCマイレージサービス登録等の注意喚起である。

制度改正を求めるものは、府単費補助金に係る消費税仕入税額控除の取扱いの統一の1件である。

第3表：指摘及び要望の内訳

区 分	合計 (件)	構成比	主な内容等
指摘	28	100%	
収入	10	36%	年度区分誤り、収入手続不備
支出	9	32%	誤払・未払、手当誤支給等
補助金	1	4%	過大交付
契約	4	14%	予定価格調書不備等
財産	2	7%	使用料誤徴収
その他	2	7%	有料イラストの無断使用等
要望	4	-	業務改善(3E)、制度改正
計	32	-	

※ 昨年度比66.7%(令和3年度は48件(指摘39件、要望9件))

イ 観点別内容

指摘については、いずれも合規性・正確性違反に関するものであった。数としては、昨年度(39件)と比べ11件、28%減少しているが、依然として職員のケアレスミスや認識不足、確認不足による軽微なミスが全体の8割を占めるものであることから、チェック体制の強化や会計事務に関する知識の向上が求められる。

なお、各所属においてリスクを想定した具体的な取組により自己治癒した事例も見受けられるなど内部統制制度の効果も一定確認された。

要望については、3Eの観点から、事業の効率的な実施に向け業務改善を求めるものや制度の改正を求めるものであった。

第3表-2：観点別割合

監査の観点	合計 (件)	構成比
合規性、正確性	28	100%
軽微なミス	23	82%
ケアレスミス(単純なミス)	8	29%
認識が不足していたもの	11	39%
確認が不足していたもの	4	14%
その他	5	18%

要望	独自運用等の不適切対応	4	14%
	本人(職員)申告漏れにより検出・修正が遅延したもの	1	4%
	3E(経済性、効率性、有効性)等	4	100%
	業務改善(3E)	3	75%
	制度改正	1	25%

ウ 工事監査の結果

主要工事10箇所について当初計画どおり工事監査を実施するとともに、定期監査での実施も含め計273箇所の工事及び工事に関連する委託業務147件について抽出調査した。

技術的見地による確認では、指摘事項は検出されなかったが、高所作業でのヘルメット未着用といった基本的な事項や軽微な不備が検出されており、事故防止や安全管理についての周知徹底が求められる。

第4表：工事監査の結果(大規模工事)

	工事名	分類	監査結果
1	重要文化財京都府庁旧本館トイレ改修工事	重要構造物	特に問題なし
2	府立田辺高等学校教室棟長寿命化(大規模)改修工事(建築工事)		
3	郷ノ口余部線(宇津根橋)大規模更新工事ほか		
4	令和2年度災害関連緊急治山事業設計第1号	防災	
5	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事(呑龍ポンプ場機械設備)		
6	鴨川広域河川改修(経対・防安)工事		
7	国道173号平成30年発生土木災害復旧工事(7089)他	耐震・長寿命化	
8	桃ヶ谷川通常砂防(防災安全)工事		
9	国宝本願寺阿弥陀堂ほか3棟保存修理工事(阿弥陀堂漆工事)		
10	京都宇治線(宇治橋)橋りょう耐震化対策推進工事		

※ 大規模工事 1箇所の事業費が概ね1億円以上、かつ1工事の請負額が概ね5千万円以上

また、事務処理の適正性では、指摘事項は検出されなかったものの、元下指針や工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)の遵守状況において、記載内容が不十分など軽微な不備が検出されており、制度遵守についての一層の徹底が求められる。

なお、近年、設計や施工管理を外部委託するケースが増加しており、変更契約などの事務手続に疑義があるケースも見られるため、工事契約とあわせ、委託契約についても事務処理の適正性の確認が求められる。



第5表：工事監査の結果（その他工事）

単位：箇所

区 分	内 訳	箇所数	監査結果
土木工事	道路87、河川41、その他74	202	特に問題なし
設備工事	水道8、下水道4、その他7	19	
建築工事	新設2、建物改修40	42	
工 事 小 計		263	
委託業務	設計委託56、管理委託15、付随工事25、その他51	147	特に問題なし
工事+委託業務 合計		410	

(3) 重点項目のまとめ

令和4年度監査計画に掲げた4つの重点項目についての監査結果は、以下のとおりであった。

ア コロナ感染防止対策として購入等した物品・設備の活用状況

令和3年度において、コロナ禍での効率的な業務遂行又は府民・職員等の感染防止対策を目的として購入等した物品・設備の活用状況や事務処理の適正性について、全機関のうち府立学校を除いた230機関を対象に調査した。

① 購入状況及び活用状況

令和3年度は、コロナ禍2年目であったことから、既に取り組みされている感染防止対策を更に効果的なものとするために、追加で配備されたものが多かった。

特にWeb会議用機器では、非接触で会議を行うための「緊急対応」から「より便利で効果的な会議の開催」を目的とした機種の変更に変化したことで、より効果的・効率的な業務遂行に効果が認められた。

なお、現物確認をしたが、購入手続についての瑕疵は認められなかった。

第6表：主な購入物品等

購入目的	品 目	数量	所属数	主な活用方法
業務の効率的な遂行	カメラ	15台	12所属	Web会議、他施設職員との打合せ、府民向け講座の発信等
	マイク・スピーカー	20個	14所属	
	ヘッドセット	37個	10所属	
	タブレット	19台	2所属	
府民・職員の感染防止対策	非接触サーマルカメラ	28台	8所属	来庁者等の体温測定
	CO <sub>2</sub> センサー	33台	12所属	事務所等でのCO <sub>2</sub> 管理
	サーキュレーター	25台	10所属	事務所等での空流管理

② 効率的・効果的な業務の遂行

WITHコロナにおける効率的な業務の遂行のため、Web会議の実施に取り組んでいるが、その効果として開催コストの削減があり、例えば旅費及び時間の削減などにより、遠方からの講師の招聘が容易となった。

第7表：開催コストの削減事例（想定）

業 務	Web化による効果	金額等
会議のWeb化・学術経験者等8名参加（北海道、東京等在住）	旅費の削減	約15万円
定期的打合せのWeb化・学術経験者年9回（東京在住）	旅費の削減	約3万円×9回=約27万円
	時間の削減	約8時間×9回=約72時間

Web会議用機器は、Web会議以外にも、多忙な保健所職員や他施設の職員等、対面では難しかった打合せの実現や、府外からの参加者の増加などに効果的に活用された。

Web会議には、日程調整の容易さや開催コストの削減などの利点があり、業務改善にもつながっている。この間、所属間での成功事例の共有やLAN線の確保などにより利用が急速に進み、現在は安定した運営がされている。その一方で、対面会議にもコミュニケーションがより高まるなどの利点がある。

今後は新しい技術を取り入れつつ、対面会議（ハイブリッドを含む。）との使い分けをしながらWeb会議を活用し、業務の効率化を促すことが期待される。

府民・職員のための感染対策では、購入物品を活用し様々な取組が行われた。非接触サーマルカメラは主に玄関に設置し、施設の状況に応じてセルフ検温や窓口での検温に使用された。CO<sub>2</sub>センサーは執務室や会議室、打ち合わせスペースなどでの換気を実施する目安とし、府民が多く集まるスペースでは、2時間ごとにCO<sub>2</sub>濃度を測定し記録しているところもあった。サーキュレーターは主に執務室内で使用され、産業医の助言に従い空気を出入口に向かって流すように設置するなど、いずれも十分な感染防止対策の遂行のため活用されていた。

③ まとめ

当初、コロナ禍の中、対面での会議等の緊急的な代用として導入されたWeb会議等について、令和3年度には対面と同等の効果を得るためカメラ、スピーカー等の周辺機器が整備された。それにより、Web会議等は急速に普及し、開催コストの削減にとどまらず、業務改善やコロナ禍の中での他部所との協議等の有用な手段の一つとして活用されている。

今後は、対面での会議等と使い分けをしながら、コミュニケーションツールとしてWeb会議を利用するだけでなく、チャットや情報共有のツールなど新しい技術を取り入れることで、

業務の飛躍的な効率化が期待される。

イ コロナ禍に対応して取り組まれたWEB発信事業の効果検証

(WEB開催のイベント、HPの改良等)

府のコロナ禍で取り組まれたWeb発信事業のうち、令和3年度に監査を実施した対面開催からWeb開催に実施方法を変更して取り組まれた大規模イベント12事業、それ以外で令和3年度に実施されたWeb発信事業9事業を抽出し、その事業効果や事務処理の適正性について調査した。

① イベント等の実施状況

イベントの内訳は、委託が7（プロポーザル5件、単独随意契約1件、見積合わせ1件）、実行委員会への補助等が14件で、全ての事業でコロナ禍での前年度開催実績を踏まえるなど、Web開催を視野に入れた事業設計が行われていた。

なお、イベントはコロナの感染状況に応じ、17事業がWeb開催（9事業）又は対面・Webの同時開催（8事業）とした一方、イベントの種別によっては、交流を目的としWeb開催に適さないとの考えから、開催内容を縮小し参加人数を制限した上で対面開催を行っている事例や、代替事業を実施している事例があった。

第8表：イベント等の実施状況

イベントの種別	監査対象事業			開催方法（内訳）						
	大型イベント	Web発信事業	計	Web	対面+Web			対面	代替事業	
					同時配信	録画配信	両方			
講演・イベント・研究会	2	3	5	3	1		1	2		
ステージイベント・ブース出展	7	2	9	3		1	3	4		2
伝統芸能公演	0	1	1	1				0		
交流会・体験型ワークショップ	2	0	2					0	1	1
体験・ビジネスマッチング	1	3	4	2	2			2		
計	12	9	21	9	3	1	4	8	1	3

成果指標の設定状況は、設定が10事業で、成果指標を設定していない事業も見受けられた一方、委託事業において仕様書に成果目標を明記している有用な事例がある。事業の方向性を明確にするためにも、数値指標を設定し、事業目的の達成状況を評価することが望まれる。

アンケート実施状況は、17事業が実施し、不実施のうち3事業ではSNSやチャットにより参加者等の声を収集していた。アンケート結果を概観すると、概ね参加者の満足度は高く、時間や場所にとらわれず参加できた、障害者等もWebを通じて現場

の雰囲気を楽しむことができた等、Web開催を評価する意見が大半である。

また、令和2年度に続きWeb開催とした事業では、前年度のコロナ禍での開催経験やアンケート結果を踏まえ、事業の見直し等に柔軟に対応しており、イベント等への参加人数や参加者の声等から、ほとんどの事業が目標を達成したとしている。見直しの例としては、開催周知方法を紙媒体からSNS広告に変更し、Web閲覧者数を4,000人から13,000人へ増加させ効果を上げた例や、業者選定時に、コロナ感染状況に応じてWeb開催と対面開催の両方に対応できる提案を依頼しているもの等があった。

② 事業効果

高齢者については、一般的にWeb配信に対するハードルが高いとも言われているが、例えば在宅治療中・施設入所中の高齢者などには有効な手段であるとの声もあり、そうした対面開催に参加しにくい方々でも参加しやすいWeb配信の導入が期待される。

参加者の意見・感想等の収集については、従来のアンケート実施方法以外にも、Web上のアンケート作成・管理ソフトウェアやSNS・チャットの活用等、Web発信の特性を活かした手法があり、事業内容に即した効果的な手法の活用が望まれる。さらに、オンライン販売においてはこれまで皆無に等しかった近畿圏外からの購入者の増加が見られるなど、Webを活用した新たな販売手段が有効であることが示されている。

Web発信に係る経費について、対面とWeb配信の同時開催、いわゆるハイブリッド開催が効果的と考えられる事業では、対面開催の規模を縮小し、会場使用料を抑制するといった効率的な企画運営を行うことにより、従来の予算の範囲内での実施が可能となった。

一方、従来の規模での対面開催に加えてWeb配信を同時開催している事業では、事業費総額は増加したが、様々な工夫によりWeb配信参加者の大幅な増加を実現したことから、参加者一人当たりのコストが対面のみ開催時の519円から同時開催時の262円へ低下した例があり、費用対効果の観点からは評価できる。

なお、Web発信に係る所要経費の積算等に関して、一部に改善の余地はあるものの、いずれの事業も適正に事務処理が行われていた。

第9表：経費節減の例

年度	開催方法	会場使用料関連費	総額
R 1	対面開催	1,202,420円	8,391,390円
R 3	対面+Web配信	387,100円	8,397,444円

③ まとめ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、大規模イベント等の開催に当たっては否応なしにWeb発信の手法を取り入れざるを得ない状況となったが、監査対象各事業ともに手探り状態の中で柔軟に対応し、コロナ禍の長期化に伴うWeb発信事業の継続に当たっても事業内容に応じた工夫が見られた。また、各事業のアンケート結果から、Web発信が従来よりも身近なツールとして受け入れられていることを読み取ることができたことから、コロナ禍で整備されたWeb発信に係る設備や培われたノウハウを今後とも有効活用していくことが期待される。

POSTコロナに向けての動きが加速し、コロナ対策も転換期を迎えようとしているが、今後も更なるWeb技術の進展等が予想されることから、Web発信事業の今後の展開については通常の定期監査において適宜確認することとする。

ウ 府有施設の建築基準法に基づく法定点検状況

令和3年度監査において、補修を要する施設が多数判明したことから、令和4年度監査では、このうち20機関44施設について、補修等の対応状況を調査するとともに、利用者の安心・安全を確保する観点から、府民利用施設37機関85施設の法定点検の実施状況及び事務処理の適正性について調査した。

① 法定点検の実施状況

全ての施設で、外部委託による法定点検が実施され、うち約8割が随意契約であった。また、法定点検の結果、補修を要すると判定された施設は51機関で、小規模補修は各機関が実施し、大規模補修は所管課が対応していた。

なお、法定点検に係る契約等の事務処理については、適正に行われていた。

第10表：用途区分別施設の監査結果

単位：機関

用途区分	対象機関		法定点検実施状況	点検結果		監査結果
	うちR3 監査実施	実施済		要補修	主な補修箇所	
府民利用施設	37	4	37	35	照明設備不良等	適正に 執行
福祉施設	6	6	6	6	照明設備不良等	
共同住宅	1	1	1	1	地盤不陸等	
事務所等	9	9	9	9	壁面損傷等	
計	53	20	53	51		

※ 建築基準法第6条及び施行令第16条による区分

② 府民利用施設の状況

府民利用施設は、文化教育施設や都市公園等様々な用途に利用されているが、今回調査した37機関では、約8割の施設が築後30年以上経過しており、今後、補修や更新が増加すると考えられる。

第11表：府民利用施設の築年数

	10年未満 (H23以降)	10年以上 20年未満 (H13～ H22)	20年以上 30年未満 (H3～ H12)	30年以上 50年未満 (S46～ H2)	50年以上 (S45 以前)
機関数 37	2 (5%)	0	6 (16%)	25 (68%)	4 (11%)

また、大規模補修が必要と判定された府民利用施設35機関のうち25機関では、既に中長期の補修計画が策定されるなど、施設の長寿命化に向けた取組が進められていた。

第12表：大規模補修が必要な府民利用施設の補修計画策定状況

	大規模補修が 必要	補修計画期間		
		1～2年	3～4年	5年以上
機関数 37	35	10 (29%)	6 (17%)	19 (54%)

③ まとめ

今回の調査では、法定点検の未実施機関はなく、法令上、不適切な施設は確認されなかったが、府民が多く利用する施設では老朽化が進んでいることから、点検の結果を踏まえた中長期的な計画に基づいて補修を進めるとともに、利用者の安心・安全を確保するため、引き続き、点検を適切に実施することが求められる。

今後は、補修の実施状況を、通常の定期監査において適時に調査していくこととする。

エ 公用携帯電話の有効活用

令和3年度監査において、全庁で903台の公用携帯電話を保有していることが明らかになったことから、令和4年度監査では、公用携帯電話の高額使用料（月額8千円／台以上）を支出している所属及び複数台を保有する所属を対象とし、行政目的に応じた使用状況及び費用の妥当性に着目して調査を行った。

① 使用状況

新型コロナウイルス感染症対応を除き、ほとんどの所属において、幹部職員や現場との連絡調整、業務特性に応じた連絡調整のために常時携帯する必要がある台数を精査の上契約しており、契約に係る事務処理についても適正に行われていた。

各所属においては使用目的に応じた配備がされており、使用目的は主に固定電話で対応できない出張時や勤務時間外の連絡用とするもので、その他には新型コロナ対策業務対応用やス



スマートフォン機能の活用等がある。  
 なお、保管ルールは明文化されておらず慣習的であったが、紛失・水没等の事故はなかった。  
 第13表：使用目的ごとの所属及び台数

目 的	出張・時間外の連絡		新型コロナ対応	
	所属	台数	所属	台数
本 庁	35	211	(1)	468
地域機関	48	391	(8)	53
合 計	83	602	(9)	521

※ 所属数の括弧書きは内数  
 スマートフォン機能の活用では、通話以外の新たな活用方法として、機器の遠隔操縦機能を利用し、保管庫等の温度管理や、専用アプリをインストールしたドローン操縦への活用などが行われ、業務の省力化、効率化を図っている所属も見られた。

第14表：スマートフォン機能の活用例

活用事例	所属数	台数
機器の遠隔操縦（ドローンでは場整備状況を撮影）	1	1
機器の遠隔操縦（薬品保管庫の温度管理）	1	2
現場の撮影・映像送信（有害鳥獣捕獲時）	1	1
病害虫A I 診断・丸太計測等の農業用技術の開発	1	10

② 費用の妥当性  
 経費削減に向けた取組では、経済性を重視し、5所属が契約の見直し等により経費の削減を実施していた。3G終了に合わせた契約台数や契約プランの見直しのほか、携帯会社の乗換えを行った所属もあった。

経費削減の事例としては、使用頻度の低い回線を解約するほか、複数台で使用量をシェアするプランへの変更、3Gサービス終了に伴うスマートフォンへの変更時に3社の見積もりによる競争の結果、料金を削減したものがあった。

第15表：料金削減の例

削減事由	所属数	台数	削減金額（月額）	
			金額	一台当たり
使用のない（頻度の低い）回線を解約	3	9	10,832円	1,203円
3Gサービス終了時に見積合わせ	1	12	12,073円	1,006円
シェアプランに変更し基本料金半額	1	5	4,650円	930円

※ 1年経過後に変更した所属が2、2～3箇月後に変更した所属が3

③ まとめ

今回の調査により、明らかとなったスマートフォン機能の活用については、他の所属にも応用できる事例があった。この他にも使用目的に応じて工夫をすれば新たな活用が可能と考えられ、各所属での鋭意応用が期待される。

経済的な観点からは、使用量・頻度、支払料金を毎月チェックするとともに、電話会社が提供するプランの変更についても目を配る必要があり、継続的な経費削減努力が求められる。この際、各プランで提供されるサービス内容も考慮すべきであり、各電話会社の比較検討も必要である。使用目的に応じた最適なサービスを廉価で享受できるように、日頃から調査し、契約プランを見直す努力が求められる。

5 監査委員による意見・要望

知事との意見交換（令和4年9月）、各広域振興局長との意見交換（令和4年10～11月）において、監査委員から表明した意見・要望について、その概要をまとめた。

いずれも昨年時点での意見・要望事項である。

○ 防災・減災対策の推進

頻発・激甚化する風水害に対する総合的な治水対策・土砂災害防止対策の推進とともに、新総合防災情報システムを活用した迅速・的確な情報提供や複数チャンネル化、危機管理センターの早期整備など、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を一層推進されたい。

○ 子育て環境日本一の推進

子育て環境日本一の実現に向け、新たな婚活や全国トップレベルの不妊治療の支援、市町村の子育てにやさしいモデル事業への支援、子育てを応援する企業等への支援など、オール京都での風土づくり、まちづくり、職場づくり等の取組を更に推進されたい。

○ 新型コロナウイルス感染症対策等

引き続きコロナ対策に万全の体制で臨んでいただくとともに、昨今の急激な原油・物価高騰が、府民生活に大きな影響を及ぼしており、生活困窮者やひとり親家庭、特に女性への影響は深刻で、生活支援、自立・就労支援へのきめ細かな対応をお願いしたい。  
 また、ウクライナ情勢等の影響は京都経済にも出始めており、中小企業や観光関連産業、農林水産事業者等へも積極的な支援をお願いしたい。

○ 文化庁移転

文化庁移転に向けた機運醸成を更に図るとともに、移転のメリットを府内外で最大限に発揮するため、芸術分野・伝統産業分野での事業や旧本館の利活用も含めた各種振興策に積極的に取り組まされたい。

○ デジタル化の推進

府民の利便性の向上と行政の効率化を目指して、



情報セキュリティの強化やプライバシーの保護、さらにはデジタル弱者への配慮など十分な対策を図りながら、府政のDX化を着実に推進するとともに、府内の中小企業や農林水産業などへの導入を推進するため、積極的な支援に取り組まれない。

○ 脱炭素社会推進への取組

地球温暖化対策は即効薬がないとも言われていることから、若者への環境教育をはじめとする、地道で息の長い、幅広い取組をお願いしたい。

○ 令和3年度決算・内部統制制度

令和3年度一般会計決算は、前年度を上回る過去最大規模となり、府税の増収等、コロナ禍からの企業業績の回復がうかがえる一方で、社会保障関係経費の増加や府債残高が過去最高を更新するなど、引き続き厳しい財政運営が続く見通しであることから、行財政改革について不断の取組を行い、的確かつ安定した行財政運営に努められたい。

また、内部統制制度運用後2年が経過したところであるが、財務会計事務の適正化に向け、有効に機能するよう、引き続きしっかりと取り組まれない。

○ 各地域の振興について

(山城) 多様な地域特性を活かした産業の振興・自然災害に備えた社会基盤の整備の推進や、新名神の全線開通等によって飛躍的に高まる地域のポテンシャルを最大限に活かした「お茶の京都」「竹の里・乙訓」による地域づくり等の取組など、効果的な施策を推進していただきたい。

(南丹) 河川改修等の安心・安全な基盤づくりの推進や、大都市に近接した利便性や豊かな食、自然、歴史文化、京都スタジアムをはじめとする交流拠点等の集積など、地域の強みを活かした地域産業の一層の振興に向け、賑わいと活力のある京都丹波の実現に取り組んでいただきたい。

(中丹) 京阪神からのアクセスに恵まれた地域の特性を活かし、新産業の創出や特産品の生産力向上、次代を担う人材育成の対策など、地域に活力を与える取組の推進をはじめ、災害に強い安心・安全な社会基盤整備や、子どもにやさしい社会基盤づくりに積極的に取り組んでいただきたい。

(丹後) 恵まれた自然や豊かな食などの魅力あふれる地域の強みを活かした地域づくりと、これを支える担い手の確保・育成を通じた人づくりを推進され、活力ある産業づくりをはじめ、災害に強い安全な環境整備や、高齢者が元気に安心して住み続けられる地域づくりの実現に向け、引き続き取り組んでいただきたい。

6 監査の結果に係る措置状況

令和3年度の監査結果48件全てについて、措置状況の報告があり、いずれも適切に処理されていることを

確認するとともに、以下のとおり公表した。

公表日	内 容
令和4年 4月1日 京都府公報第297号	指摘18件、要望2件
令和4年 6月3日 京都府公報第314号	指摘6件、要望1件
令和4年10月7日 京都府公報第350号	指摘12件、要望5件
令和4年12月9日 京都府公報第368号	指摘3件、要望1件

7 住民監査請求及び府民簡易監査の状況

(1) 住民監査請求（地方自治法第242条）

令和4年度に、次のとおり計2件の請求があった。

件 名	結果	公表日
国葬儀への参列に際しての公金の支出の差止め請求	棄却	令和4年10月7日京都府公報第350号 令和4年10月14日京都府公報第352号
舞鶴漁港区域内の船舶係留に関する占用料の徴収及び過去の不当利得の返還請求	棄却	令和5年3月17日京都府公報第393号

(2) 府民簡易監査（京都府府民簡易監査規程）

令和4年度に計12件の申立てがあり、うち取下げが2件、調査済が10件である。